

第二十九号議案

東京都情報公開条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都情報公開条例の一部を改正する条例

東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項中「第三十条の四十第二項」の下に「（同法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号。以下「令和五年改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日（以下「公布日」という。）のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布日から施行する。

2 令和五年改正法の施行の日が、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に規定する日又は公布日のいずれか遅い日後となる場合には、同日から令和五年改正法の施行の日の前日までの間におけるこの条例による改正前の東京都情報公開条例第三十九条第三項の規定の適用については、同項中「第三十条の四十第二項」とあるのは、「第三十条の四十第二項（同法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）」とする。

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)等の施行による住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の改正に伴い、東京都情報公開・個人情報保護審議会の審議事項に附票本人確認情報の保護に関する事項を追加する必要がある。